　別表（第４条，第６条，第14条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委員会名 | 組　　　織 | 審　議　事　項 | 主管グループ名 |
| 大学計画委員会 | (1) キャンパス長  (2) 評議員  (3) キャンパス長補佐  (4) 教員会議において投票により選出された教員　５人  (5) 事務長 | (1) 本校の将来計画の調　査，研究に関する事項  (2) 本校の将来計画の基　本方針作成に関する事項  (3) その他本校の将来計画に関する事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 人事計画委員会 | (1) キャンパス長  (2) 教員会議において投票により選出された教員　７人  （委員長：キャンパス長） | (1) 教員の人事に係る総合的計画及び方針の策定に関する事項  (2) 教員の採用等開始の発議に関する事項  (3) その他教員の人事に関して必要な事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| ＦＤ・自己評価委員会 | (1) キャンパス長  (2) 評議員又はキャンパス長補佐から１人  (3) 選出区分から各１人  【委員長を選出した区分を除く。】  (4) キャンパス長が委嘱する教員　若干人  (5) 事務長  （委員長：教員会議において選出） | (1) ファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）に関する研究及び調査活動に関する事項  (2) ＦＤに関する研究会及び講演会等の開催に関する事項  (3) ＦＤ推進のための方策の策定に関する事項  (4) ＦＤに関する報告書の作成に関する事項  (5) その他ＦＤに関する事項  (6) 自己点検評価の基本方針及び実施基準等の策定に関する事項  (7) 自己点検評価の実施方法に関する事項  (8) 自己点検評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項  (9) 授業評価に関する事項  (10) その他自己点検評価に関し必要と認める事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ  教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 広報委員会 | (1) 選出区分から各１人  【委員長を選出した区分を除く。】  (2) キャンパス長が委嘱する教員　若干人  (3) 事務長  （委員長：教員会議において選出） | (1) 広報に関する基本的事項に関する事項  (2) 本校の公式ホームページに関する事項  (3) その他広報及び広聴に関する事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ  教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 地域教育連携・貢献推進委員会 | (1) キャンパス長  (2) キャンパス長が委嘱する 教員 ８人  (3) 事務長  （委員長：キャンパス長） | (1) 地域教育連携・貢献の企画立案に関する事項  (2) 地域教育連携・貢献に係る情報収集に関する事項  (3) 関係諸機関との連携に関する事項  (4) その他地域教育連携・貢献の推進に関する事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 予算委員会 | (1) 評議員から１人  (2) キャンパス長補佐から１人  (3) 大学計画委員会委員のうち，教員会議において投票により選出された委員　５人  (4) 事務長  （委員長：評議員又はキャンパス長補佐） | (1) 本学予算の調査，研究に関する事項  (2) 予算の配分に関する事項  (3) 施設の設置，改廃に関する事項  (4) 受託研究等に関する事項  (5) その他予算及び施設に関する事項 | 財務ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 教育研究委員会 | (1) 評議員から１人  (2) キャンパス長補佐から１人  (3) ＦＤ・自己評価委員会委員長  (4) カリキュラム委員会委員長  (5) 教育実習委員会委 員長  （委員長：キャンパス長補佐） | (1) 全学委員会の議題に関する対応等の調整及び確認について  (2) 全学委員会の議決事項に関する連絡調整に関する事項  (3) その他全学委員会との連絡調整に関し必要な事項 | 教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ(総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |
| カリキュラム委員会 | (1) 評議員又はキャンパス長補佐から１人  (2) 選出区分から各１人  【委員長を選出した区分を除く。】  （委員長：教員会議において選出） | (1) 学部及び大学院カリキュラムの調査，研究に関する事項  (2) 学部及び大学院カリキュラムの編成，実施に関する事項  (3) 学部及び大学院学生の入学，卒業等その他在籍に関する事項  (4) 学部及び大学院学生の学位に関する事項  (5) 教育の質保証に関する事項のうち教育課程に関する事項  (6) その他学部学生の教務に関する事項 | 教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 教育実習委員会 | (1) 評議員又はキャンパス長補佐から１人  (2) カリキュラム委員会委員長  (3) 選出区分から各１人  【委員長を選出した区分を除く。】  (4) 附属学校から各２人  （委員長：教員会議において選出） | (1) 教育実習の運営方針に関する事項  (2) 教育実習の実施に関する事項  (3) 教育実習の指導及び評価に関する事項  (4) その他教育実習に関する事項 | 教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 学部入学試験委員会 | (1) キャンパス長  (2) 選出区分から各１人  【副委員長を選出した区分を除く。】  (3) 事務長  （委員長：キャンパス長，副委員長：教員会議において選出） | (1) 大学入学選抜の基本方針の調査，研究に関する事項  (2) 学部及び専攻科の入学試験の実施に関する事項  (3) 教育の質保証に関する事項のうち学生受入に関する事項  (4) その他学部及び専攻科の入学試験に関する事項 | 教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 学生支援委員会 | (1) 評議員から１人  (2) キャンパス長補佐から１人  (3) 学生委員会委員長  (4) 北海道教育大学キャリアセンター規則（平成22年規則第29号）第６条第２項に規定するキャリアセンター旭川校センター長  （委員長：キャンパス長補佐） | (1) 全学委員会の議題に関する対応等の調整及び確認について  (2) 全学委員会の議決事項に関する連絡調整に関する事項  (3) その他全学委員会との連絡調整に関し必要な事項 | 教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 学生委員会 | (1) 評議員又はキャンパス長補佐から１人  (2) 選出区分から各  １人  【委員長を選出した区分を除く。】  (3) 事務長  （委員長：教員会議において選出） | (1) 学生支援の調査，研究に関する事項  (2) 学生の団体，活動，生活に関する事項  (3) 学生の奨学に関する事項  (4) 学生寮に関する事項  (5) 学生の賞罰に関する事項  (6) 教育の質保証に関する事項のうち学生支援に関する事項  (7) その他学生支援に関する事項 | 教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 史料委員会 | (1) キャンパス長が委嘱する教員　若干人  (2) 事務長 | (1) 本校史資料の保全に関する事項  (2) 本校史資料の収集・分析に関する事項  (3) その他本校史資料に関する事項 | 学術情報ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 附属学校運営協議会 | (1) キャンパス長  (2) 附属学校の長  (3) 附属学校の副校長  (4) 大学計画委員会委 員長  (5) 教育実習委員会委 員長  （委員長：キャンパス長） | (1) 附属学校の運営に関する事項  (2) 教育研究に関する事項  (3) 教育実習に関する事項  (4) 本校と附属学校間の連絡調整に関する事項  (5) その他必要と認められる事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ  附属学校ｸﾞﾙｰﾌﾟ  教育支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 研究倫理委員会 | (1) 選出区分から各１人  【委員長を選出した区分を除く。】  (2) 高度教職実践専攻から１人  （委員長：教員会議において選出） | (1) 研究の実施に係る計画の審査に関する事項  (2) その他研究倫理に関する事項 | 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 備考 この表における用語の意義は，次のとおりとする。  １　選出区分：教育発達専攻，国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻，理科教育専攻，数学教育専攻，生活技術教育専攻，芸術保健体育教育専攻（ＦＤ・自己評価委員会，広報委員会，学生委員会及び研究倫理委員会の委員を選出する場合は，国語教育専攻及び英語教育専攻並びに数学教育専攻及び生活技術教育専攻をそれぞれ一つの選出区分とし，カリキュラム委員会の委員を選出する場合は，生活技術教育専攻及び芸術保健体育教育専攻の各分野のそれぞれを選出区分とする。）  ２　附属学校：附属旭川幼稚園，附属旭川小学校，附属旭川中学校  ３　全学委員会：それぞれの委員会に関連する国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第10条の2及び第26条に規定する委員会 | | | |